



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年9月19日金曜日 第2607号

◇ 目 次 ◇

特約業者の指定.....（税務課）... 773

指定自立支援医療機関の指定.....（健康増進課）... 773

指定自立支援医療機関の名称の変更.....（ " ）... 774

大規模小売店舗の新設の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）... 774

保安林の指定施業要件の変更予定.....（森林整備課）... 775

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 775

公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 775

落札者等の告示.....（会計課）... 776

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....（東予地方局四国中央保健所）... 776

建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 776

指定障害児通所支援事業者の指定.....（中予地方局地域福祉課）... 776

道路の区域変更（県道佐田岬三崎線）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 777

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 777

指定道路の指定.....（ " ）... 777

医師の指定.....（身体障害者更生相談所）... 777

指定医師の辞退の届出.....（ " ）... 778

公 告

サーベイメータ及びデジタル式警報線量計（アロカ製）保守点検業務の委託.....（原子力安全対策課）... 778

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 779

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1070号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定をした。

平成26年9月19日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
愛光エネルギー株式会社 代表取締役 上岡 洋平	松山市余戸中4丁目15番19号	平成26年 9月10日

○愛媛県告示第1071号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年9月19日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
コスモ薬局れんげ店	西予市宇和町れんげ965 - 39	ミラクレスコスモ株式会社	精神通院医療（薬局）	平成26年 9月1日
ひまわり薬局	西予市宇和町永長123 - 3	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療（薬局）	平成26年 9月1日
フロンティア薬局宇和れんげ店	西予市宇和町永長125番地1	株式会社フロンティア	精神通院医療（薬局）	平成26年 9月20日

○愛媛県告示第1072号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成26年9月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
宇和島社会保険病院	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	平成26年4月1日

○愛媛県告示第1073号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成26年9月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス今治中央店
今治市北日吉町3丁目甲1131-1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年5月6日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,369.3平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
46台
イ 駐輪場の収容台数
21台
ウ 荷さばき施設の面積
27平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成26年9月5日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1074号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成26年9月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス四国中央店
四国中央市川之江町字下屋敷253-1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年5月6日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,026.98平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数
83台
 - イ 駐輪場の収容台数
20台
 - ウ 荷さばき施設の面積
27平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
10立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

平成26年 9月 5日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1075号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項により告示する。

平成26年 9月19日

愛媛県知事 中村時広

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町下畑地丁84の1、丁85、津島町北灘字シーバシ第4号372の1、第4号372の3、字シノバシ第4号374、津島町岩淵丁506の5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

- ア 立木の伐採の方法
変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町成字川ノ上307の3、308の2、津島町上畑地字高岡1号66の1、津島町北灘字荒網代第8号39の1、第8号39の2、字後谷第8号40の1、第8号40の2、津島町高田己14、己15、己16の1、己17の1、己17の3、己18の1、己18の2、己19、己21の5から己21の7まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1076号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

平成26年 9月19日

愛媛県知事 中村時広

尾又

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線、標柱12号と標柱13号を県道横浜生名港線西側官民境界で結んだ線、標柱13号と標柱14号を町道尾又2号線北側官民境界線で結んだ線、標柱14号、標柱15号及び標柱1号を順次結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
越智郡上島町	生名	1361番	1号
		1363番1	2, 3号
		1380番	4号
		1381番	5号
		1384番	6号
		1386番	7号
		1387番	8号
		1388番	9, 10, 11, 13号
		1394番1	12号
		1370番	14号
		1358番1	15号

○愛媛県告示第1077号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 9月19日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（道路現況平面図作成）
- 2 作業期間 平成26年 9月19日から

- 3 作業地域 松山市の一部

○愛媛県告示第1078号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年 9月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
中型乗用自動車（スクールバス）2台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年 8月29日	愛媛日野自動車株式会社 愛媛県松山市高岡町342番地	36,720,000円	一般競争入札	平成26年 7月15日

○愛媛県告示第1079号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年 9月19日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
大王製紙株式会社
四国中央市三島紙屋町2番60号
代表取締役社長 佐光 正義
- 2 事業場の名称及び所在地
大王製紙株式会社三島工場

四国中央市三島紙屋町5番1号

- 3 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号ホ、へ、ト及びチ、第27号イ及びヌ、第63の3号、第64の2号口、第71の2号イ並びに第71の4号
ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第2第1号及び第15号イ
- 4 変更しようとする事項の内容
雨水排水口の新設
- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1排水口（工場排水）
変更なし
備考 この他に、生活排水口が3箇所、雨水排水口が144箇所（今回1箇所新設する。）ある。

○愛媛県告示第1080号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 9月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般-22）第16693号	平成22年6月4日	（有）加藤工業	加藤 一	新居浜市秋生2182-1	平成26年8月1日	管工事業	建設業の廃止
（般-22）第16745号	平成22年9月8日	（株）黒川工務店	黒川 祐至	新居浜市港町5-29	平成26年8月1日	土木工事業、建築工事業 大土工事業 とび・土工工事業 管工事業、鋼構造物工事業 塗装工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
（般-23）第16075号	平成24年2月13日	権工業	福田 高久	西条市北条1189-3	平成26年8月1日	熱絶縁工事業	建設業の廃止（法人成り）
（般-23）第129号	平成23年7月31日	（株）ファーム	森貞 幸浩	西条市大町1705-1	平成26年8月27日	建築工事業	建設業の廃止（一部）
（般-22）第16663号	平成22年4月9日	（株）フキアゲ	阪部ちどり	今治市通町2-3-58	平成26年8月28日	とび・土工工事業	建設業の廃止（一部）
（般-21）第14470号	平成22年3月6日	松本工業	松本 年仁	新居浜市下泉町1-17-58	平成26年8月29日	熱絶縁工事業	建設業の廃止（法人成り）

○愛媛県告示第1081号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成26年 9月19日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100466	特定非営利活動法人フエローションジョブステーション	松山市西一万町10番地2	三好大助	放課後等デイサービス	多機能型事業所フェロ-Labo	松山市西一万町10番地2	平成26年8月1日

○愛媛県告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町正野97番地先	旧	メートル 4.3～5.8	キロメートル 0.025	
			新	4.6～17.2	0.025	
"	"	西宇和郡伊方町正野81番地から 同町正野103番2まで	旧	10.8～15.5	0.013	
			新	14.9～17.0	0.013	

○愛媛県告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年9月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町正野97番地先	平成26年9月19日
"	"	西宇和郡伊方町正野81番地から 同町正野103番2まで	"

○愛媛県告示第1084号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年9月19日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成26年9月12日

3 指定道路の位置

大洲市新谷乙1526番5、乙1526番6及び乙1527番5

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 33.90メートル

(2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第1085号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成26年9月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
小 腸 機 能 障 害	内 科	医療法人三省会村上病院	村 上 正 哲	今治市常盤町5丁目3番37号	平成 26年9月1日

心臓・じん臓機能障害	循環器科	医療法人沖繩徳洲会 宇和島徳洲会病院	池田 佳 広	宇和島市住吉町2丁目6番24号	平成 26年9月1日
------------	------	-----------------------	--------	-----------------	---------------

○愛媛県告示第1086号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成26年9月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
ぼうこう又は直腸機能障害	外科	住友別子病院	小林 成 行	新居浜市王子町3番1号	平成 26年7月31日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年9月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- 件名
サーベイメータ及びデジタル式警報線量計（アロカ製）
保守点検業務の委託
- 委託業務の内容及び数量
入札説明書及び仕様書による。
- 履行期限
平成27年2月27日（金）
- 納入場所
入札説明書等による。
- 入札方法
入札金額は、保守点検の対象となっているサーベイメータ及びデジタル式警報線量計の保守点検費用総額を記載すること。
また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 保守点検対象となっている上記機器について、保守点検を行った実績があること。

3 入札書の提出場所等

- 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

プ

〒790 - 8570 愛媛県松山市一番町4丁目4 - 2

電話 089 - 941 - 2111 内線2341

- 入札書の受領期限
平成26年10月30日（木）午後2時
- 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でのダウンロード又は上記(1)に掲げる場所で交付する。
- 開札の日時及び場所
平成26年10月30日（木）午後2時
愛媛県庁第1別館3階 災害対策室A

4 その他

- 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 入札保証金
ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。
- 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、知事からの当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ア 受付期間
平成26年9月19日（金）から平成26年10月23日（木）
午後5時15分まで
イ 受付場所
上記3の(1)に掲げる場所
- 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効と

する。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Survey meters and Electronic Pocket Dosimeters (made by Hitachi Aloka Medical CO ., LTD) maintenance outsourcing
- (2) Time limit of tender October 30 , 2014 at 2 :00 PM
- (3) For further information , please contact: Nuclear Safety Measures Division , Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 , Japan
TEL +81 89 941 2111 Ext 2341

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成26年9月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,176,041
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,521
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,006

- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,566	14,522
南宇和郡	20,255	6,752
松山市・上浮穴郡	429,333	138,223
今治市・越智郡	143,736	47,912
宇和島市・北宇和郡	82,058	27,353
八幡浜市・西宇和郡	40,657	13,553
新居浜市	100,797	33,599

西条市	92,259	30,753
大洲市・喜多郡	53,456	17,819
伊予市	31,801	10,601
四国中央市	75,113	25,038
西予市	35,052	11,684
東温市	27,958	9,320